

# 選考試験の概要

## 第1次試験

### ■筆記試験

教科専門試験、一般教養・教職専門試験

## 第2次試験

### ■論文試験

校種・養護教諭ごとの教育に関するテーマによる論文

※論文試験は第2次試験ですが、第1次試験日に第1次試験  
受験者全員に実施します

### ■模擬授業（協議を含む）

指定されたテーマに沿った模擬授業と受験者同士の協議

### ■個人面接

### ■実技試験

一部の教科で実施

● ホームページで試験の種類ごとの評価の観点を公開する予定です

## 本年度実施試験での変更点

- 特別選考「社会人経験者ア」の資格要件を「法人格を有する民間企業、官公庁等で常勤社員・職員（教職経験者特別選考の受験資格に該当する者を除く）として平成27（2015）年4月1日から令和2（2020）年3月31日までの5年間に通算3年以上の勤務経験」に変更
- 「高等学校情報」において当該教科（情報）の普通免許状のみで受験可能に変更
- 小学校区分受験者への英語資格等所有者に対する加点制度の導入
- 第1次試験、第2次試験の選考結果通知にそれぞれの試験の種類ごとの点数を掲載（試験結果の簡易開示を廃止）

※いずれも詳細は実施要項をご覧ください

## 令和3年度以降に予定している変更点

現在、予定はありません

# 私らしく かながわで

## ■神奈川の障がい者雇用について

神奈川県では全国に先駆け、障がいの有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹にすえた「支援教育」の推進に取り組んできました。障がいのある人が教員として教壇に立つことは、「支援教育」をさらに進めることのみならず、子どもたちに対する極めて高い教育的効果が期待されることから、障がいのある人の採用を積極的に進めています。

## ■採用試験での配慮

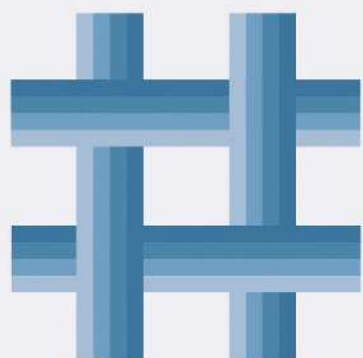
試験の実施にあたっては、必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場の配慮をします。また、障がいの種類や程度によって実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応も行います。

## ■採用後の配属の職場環境の配慮

障がいの種類や程度を勘案して配属します。

## この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



## ともに生きる社会 かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます